



平成 22 年 12 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ カ チ ホ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 久 保 田 知 幸
(J A S D A Q ・ コ ー ド : 8 2 2 5)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 渡 辺 三 千 也
電 話 0 2 6 - 2 2 1 - 6 6 7 7

大阪証券取引所への「改善報告書」提出について

当社は、分配可能額を超えて行った前期末の配当金の件について、平成 22 年 11 月 25 日付けで、株式会社大阪証券取引所から「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでご報告いたします。

別添書類：改善報告書

以上

改善報告書

平成 22 年 12 月 9 日

株式会社大阪証券取引所
代表取締役社長 米田 道生 殿

株式会社 タカチホ
代表取締役社長 久保田 知幸

このたび、平成 22 年 8 月 11 日付け「分配可能額を超えた前期末の配当金について」及び平成 22 年 9 月 3 日付け「分配可能額を超えた前期末配当金に関する一連の経緯及び再発防止策について」の開示につきまして、JASDAQにおける有価証券上場規程第 36 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここにご提出いたします。

1. 事象

当社は、平成 22 年 5 月 14 日に開示いたしました平成 22 年 3 月期決算短信において、平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり 4 円の期末配当を行うことを公表し、平成 22 年 6 月 29 日の第 64 期定時株主総会において当初の予定どおり承認可決され、6 月 30 日より配当金の支払いを開始いたしました。その後 8 月 11 日に上記配当金支払いは、会社法及び会社計算規則に定める分配可能利益の計算において、自己株式の帳簿価額及び評価・換算差額を控除せず、結果的に会社法及び会社計算規則により計算した分配可能額が不足しているにもかかわらず、行われたことが判明いたしました。

2. 経緯

- (1) 平成 22 年 5 月 14 日の平成 22 年 3 月期決算短信において、平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり 4 円の期末配当を行うことを、公表いたしました。
- (2) 平成 22 年 6 月 29 日の当社第 64 期定時株主総会において、第 1 号議案である剰余金処分の件につきましては、当初の予定どおり承認可決されました。
- (3) 上記議案の承認可決により平成 22 年 6 月 30 日から総額 25,034 千円の配当金の支払いを実施いたしました。
- (4) (1)の経緯より平成 22 年 5 月 14 日から平成 22 年 8 月 10 日までの間、当社の取締役及び監査役全員並びに関係部署社員全員は、分配可能額を超えて配当金の支払いが行われたことに全く気づかずにおりました。
- (5) 平成 22 年 4 月から当社は、土産卸部門システムの全面更改計画を外部コンサルタント及び IT 取引先と共に進めておりました。その更改計画において今後の会計制度の変更に備えて連結決算等を前提とする要件定義を行うこととなり、コンサルタントと共同作業を実施

しておりました。

- (6) その後、その共同作業を担当していた当社経営企画社員は平成 22 年 3 月期決算において、当社は多額の減損損失処理を実施したため、連結の範囲に係る重要性の判断基準の利益剰余金基準に抵触するのではないかと考え、連結決算を視野に経営計画を見直す作業を実施いたしました。平成 22 年 8 月 11 日に当社経営企画社員がコンサルタントと共同作業を進めている検証作業過程において、連結決算後の財務諸表を想定するなかで利益剰余金の額比して自己株式の額が多額となっている状態に疑念を抱き、会社法及び会社計算規則に定める分配可能額計算において、自己株式の帳簿価額(会社法第 461 条第 2 項第 3 号)及び評価・換算差額を控除せず、同法及び同施行細則により計算した分配可能額が不足しているにもかかわらず配当金の支払いをしたのではないかと考え、関係部署に報告があり、この事象を発見いたしました。
- (7) この事象の判明したことを受けまして、同日当社は下記のとおり社内調査委員会を発足いたしました。

- ①メンバー構成
- | | |
|-----|---------------------|
| 委員長 | 袖山 英則(取締役総務・経理担当部長) |
| 委員 | 河原田 勲(経理部長) |
| 委員 | 伊藤 博幸(経理課長) |

- ・ 当社においては、配当に関する実務を理解する人材が、総務部及び業務監査室等の管理部門におらず、また本件において、その管理、監督を行うべき立場である取締役総務・経理担当部長が委員長となっておりますが、社内各部署に調査対象書類を準備させ、関係者から事情聴取する等の調査手続を行うに当たり本件の経緯等を把握している取締役が、他に存在しておりませんでした。当社の人員配置面及び業務分担上他に変わるべき人材がないことにより、やむを得ず本件関与者を調査メンバーといたしました。また当社と利害関係のない外部の専門家(弁護士)3名に調査を委嘱し外部調査委員会を設置しておりますので、当社の実情を考慮し適任であると考えます。

- ②調査期間 平成 22 年 8 月 11 日～平成 22 年 8 月 25 日

- ③調査範囲

分配可能額を超えた前期末配当金を決議し配当支払いを実施いたしましたこと(以下本件といいます。)について、平成 22 年 5 月から同年 6 月までを調査対象期間として、本件に係る業務内容全般について詳細に調査を実施いたしました。

- ④社内調査方法

- ①当委員会より本配当決議に至った関係書類(平成 22 年 3 月期決算関係書類、取締役議事録等)の内容確認を実施いたしました。
- ②当社の取締役及び監査役全員に対して個々に事実確認のヒアリングを実施いたしました。また本件に係る関与者すべて(経理部、総務部及び経営企画部)の社員に対しても個々に事情調査を実施いたしました。
- ③本件発生原因の分析、社内処分の検討及び再発防止策の立案等を併せて実施いたしました。なお、本件調査につきましては、後述の外部調査委員の専門家の意見及び指導を受けながら調査いたしました。

- (8) 社内調査委員会において関与者に対してのヒアリング結果及び関係書類を調査したこと

により判明した事実は、下記のとおりであります。

- ①ヒアリング結果につきましては、平成22年8月13日、同年8月18日に社内調査委員会により当社の取締役及び監査役全員を対象に聴取いたしました。分配可能額が不足している事実を知りながら、故意に行ったことではないという全員の回答でありました。
 - ②「剰余金処分の件」の議案審議において、剰余金の分配可能額規制の存在を認識しておりましたが、具体的にどのような規制内容であるのかについては認識しておらず、剰余金の分配可能額に関する計算書が、関係部署において以前より作成しておりませんでした。
 - ③「剰余金処分の件」の議案審議を行う取締役会においては、出席者から計算書類に関する賃貸不動産に関する注記事項に関する質疑応答、今回減損損失を実施した小売店舗に対する質疑応答等がありました。また、剰余金処分議案においては、今後の配当政策については、第64期決算において、かつてない多額な減損損失を計上したため、内部留保の取崩が必要となり剰余金の大幅な減少となったので、今後の業績状況の推移を十分に把握検討し、当期純利益水準額を目安に増減等が妥当であるという議論がなされました。しかし、この「剰余金処分の件」の議案につきましては、個々の取締役において検証が実施されず、分配可能額を超えた議案であると、起案取締役も何ら誤りがあると全く考えず議案を説明し、その場に参加した取締役及び監査役全員も議案の異常性に気づかず承認可決されました。
 - ④ 決算実務担当部署及び上記取締役に出席した取締役及監査役全員は、会社法改正（平成18年改正）による正当な配当金の算出方法を、正しく理解しておりませんでした。会社法改正以前において配当可能限度額の定めについて認識していたものの、当社は平成14年3月期から平成21年3月期までは、当期純利益が継続的に計上されておりましたので、配当金の計算方法については意識しておりませんでした。
- (9) 社内調査は、当社において主体的に行っているものであり、当社が自浄機能を有している証となるものでありますが、当社取締役会は、今回の不適切な対応が行われたことを厳粛に受止め真摯に反省いたしまして、当社と利害関係のない3名の弁護士を委員とする外部調査委員会を平成22年8月20日に発足することを決議いたしました。
- (10) 外部調査委員会のメンバーは下記のとおりであります。（敬称略）
- ①メンバー構成 委員長 徳竹 初男(弁護士)
委員 金子 肇 (弁護士)
委員 倉崎 哲矢(弁護士)
 - ②活動内容
 - Ⓐ社内調査の調査範囲、調査方法、調査結果についての評価をお願いいたしました。
 - Ⓑ本件の適法性の検証、原因究明及び今後の再発防止のための体制構築について専門的立場からの意見、助言を依頼いたしました。
- (11) 社内調査委員会より平成22年8月26日に調査報告書を社外調査委員会へ提出いたしました。提出した調査報告書につきまして、平成22年9月3日に外部調査委員会より評価、本件の適法性の検証、原因の究明及び今後同様の事態を発生させないための体制の構築提言及び再発防止策に関する報告書を受領いたしました。概要につきましては、下記のとおり

であります。

①本調査の目的及び方法

株式会社タカチホから要請を受け、外部調査委員会（以下「本外部調査委員会」という）としてその適法性について検証した上、原因の究明及び今後同様の事態を発生させないための体制の構築について調査、検討し、報告するものである。

本外部調査委員会は、本報告書の作成にあたり、本件配当手続に関与した、株式会社タカチホの一部の取締役、従業員及び本件決議時の常勤監査役から事情聴取を実施した。また、株式会社タカチホから、平成22年8月26日付「社内調査報告書」の提出を受け、対象会社の有価証券報告書等を取得し、これらを検証した。

②本件配当と分配可能額規制との関係について

株式会社タカチホは、会社法所定の方法によって算出した場合の分配可能額が計算上マイナスになっていたにもかかわらず、分配可能額があると誤信したまま、6月30日以降、本件配当の支払いを実施したものである。

上記のとおり、本件配当は計算上分配可能額が存在しないにもかかわらず行われたものであるため、会社法上の分配可能額規制に抵触する配当ということになる。

③本件配当が行われた原因の分析

④配当手続に関する関与者の基本的知識が不足していたこと

取締役、監査役、従業員を含めた配当手続に関与する担当者らに、会社法におけるいわゆる分配可能額規制についての基本的知識（利益剰余金等から自己株式部分等を控除しなければならない）が不足しており、配当の可否や金額を検討する場面で関与者であれば当然採るべき剰余金計算についての云わば基本動作の必要性が認識されていなかった。

⑤社内のチェック機能が不十分であったこと

株式会社タカチホでは、これまでに取締役会において分配可能額の計算方法を記載した資料等が配布されるなどの方法により分配可能額を検討したことはなく、取締役会においては分配可能額の存否をチェックする態勢が整っていない状況にあった。

⑥配当業務についての分掌が明確になされていなかったこと

配当等に関する実務上の最終的な権限や責任を負うのが、どの部署の誰であるのか等、配当関連業務についての業務分掌が明確に意識されていなかった。

⑦外部の専門家に対する無形の依存感があったこと

株主総会招集通知（計算書類等を含む）について、会計監査人等外部専門家に対し、自分たちに万一間違いがあっても外部専門家に修正してもらえると漠然とした依存感があり、事前に社内において自らチェックする感覚や視点あるいはそうした体制を構築する意識に欠けていた。

④再発防止策

④会社法制に関する基本的理解とマニュアル化

配当の企画・計算・取締役及び株主総会への議案提出・公表等の各過程において部署ごとのチェックを行うためのマニュアル化を早急に実施すべきである。

更に、これに限らず、決算・株主総会等、繰り返し実施される会社法制上の諸手続に関し、社内での研修の機会を通じてその法的意味合いの基本部分を理解すると共に、各手

続においてとるべき措置をマニュアル化(規定化)し、関与する役員や従業員がその都度このマニュアルに常に立ち戻って、それぞれの手続の趣旨や意味合いを認識・理解しつつ、手続を履践する体制を確立すべきである。

⑧専門家による適法性チェック

同様の過誤が今後生じないよう、上記のとおり社内体制を整備すると同時に、特に配当に関しては明示的に、会計監査人に対し、法的見地からの検証を要請すべきであり、またこれに併せて、会社法に精通した弁護士等に、議案を含む株主総会招集通知及び参考書類等の法的チェックを依頼すべきである。

⑨法務部門の設置

日常的に法的観点から業務をチェックする法務部門が対象会社には存在しないが、今後は、そのような部門ないし担当スタッフの配置も検討すべきである。

⑤関与者の責任

④取締役及び監査役の刑事責任

株式会社タカチホの取締役・監査役には、配当に際し分配可能額が存在しないことに関する違法配当罪上の故意があったものとは認められないから、刑事責任を負うものではない。

③会社法上の填補責任

分配可能額規制に違反して配当が行われた場合、会社法上、手続に関与した取締役が填補責任を負う場合があり、また監査役についても善管注意義務違反による損害賠償責任を負う場合がある。

しかし、本件調査によれば、株式会社タカチホの取締役らは、分配可能額が存在しないことを認識しながら本件配当を行ったものではなく、計算方法を誤って分配可能と誤信したに過ぎないから、態様として悪質であるとは言い難い。

また、本件配当にあたり、資本準備金を減少させその他資本剰余金を増加させれば適法に分配可能額を作出することは可能であったことなどを総合考慮すれば、会社債権者に対するマイナス要因もそれほど大きくはない。

さらに、また、株式会社タカチホは本件配当に関与した取締役全員の報酬を平成 22 年 9 月から 2 ヶ月間にわたり 3 割減額し、本件配当に関与した常勤監査役も月額報酬の 3 割を 2 ヶ月分にわたって自主返上することとされており、あくまでこの限度においてはあるが、会社財産の回復も見込まれる。

上記の他、対象会社は、再発防止策にも積極的に取り組む姿勢を見せている。

このような事情を総合的に考慮すれば、本外部調査委員会としては、対象会社の取締役に対して填補責任を、監査役に対して善管注意義務違反に基づく損害賠償責任を追求する必要性までは認められないものと判断する。

(12) 更に平成 22 年 9 月に当社顧問弁護士中村隆次氏から、当社の会社法及び同施行細則の遵守状況について本件以外の違法事由がないことを確認した報告書を頂戴しております。概要につきましては下記のとおりであります。

①確認対象及び方法

配当業務に関連する会社法・第 5 章第 4 節(剰余金の配当)、第 5 節(剰余金の配当等を決定する機関の特則)、第 6 節(剰余金の配当等に関する責任)以外の主として会社運営上の会社

法の手続その他(第4章「機関」第5章「計算等」第1節から第3節)について、会社法及びそれに関連する会社法施行規則に規定されている条項に照らして、法令違反となる事由が発生しているか否かを、関係書類の閲覧及び関係者へのヒアリングにより確認した。

④対象期間：平成21年4月1日(事業開始年度)から平成22年6月29日(定時株主総会開催日まで)

⑤閲覧資料：取締役会議事録、株主総会議事録、招集通知、附属明細書等

⑥ヒアリング対象者：取締役、監査役

⑦対象確認となる法令

以下の会社法の規定及び関連する会社法施行細則

会社法

第4章 機関 第1節(株主総会及び種類株主総会)から第11節(役員等の損害賠償責任)

第5章 計算等 第1節(会計の原則)から第3節(資本金の額等)

会社法施行細則

第4章 機関 第1節(株主総会及び種類株主)から第10節(役員等の損害賠償責任)

第5章 計算等 第1節(計算会計書類)から第3節(事業報告)

⑧確認結果

調査を実施した結果、会社法上の手続その他について法令違反となる事由は発生していないことを確認した。

(13) なお、本件に関する責任を示すために本件配当決議に関する議論に参加しておりました、取締役及び監査役について下記の処分を実施いたしました。

①減俸(平成22年8月26日付)

- ・代表取締役社長 久保田知幸 月額報酬額の30% 2ヶ月間の減俸
- ・常務取締役 竹ノ内義雄 月額報酬額の30% 2ヶ月間の減俸
- ・取締役 袖山 英則 月額報酬額の30% 2ヶ月間の減俸

②自主返上

- ・常勤監査役 北澤 美行 月額報酬額の30% 2ヶ月間の返上

(14) 当社は、本件に対する事後対応といたしまして、監査法人及び顧問弁護士と協議検討いたしまして、平成22年9月3日開催の取締役会において、平成22年11月19日開催予定の臨時株主総会にて、「資本準備金」を「その他資本剰余金」に振替えることを下記内容のとおり付議する決議をいたしました。

①資本準備金の額の減少目的

当社は、平成22年6月29日開催の第64期定時株主総会において、分配可能額を超えて前期末の配当金の支払を決議、実施したため、分配可能額の充実を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少するものであります。

②資本準備金の額の減少の要領

- ・減少すべき資本準備金の額
資本準備金の額720,835,000円を720,835,000円減少して、0円とする。
- ・資本準備金の額の減少方法
減少する資本準備金720,835,000円全額を「その他資本剰余金」に振替える。

③資本準備金の額の減少の予定

- ・取締役会決議日 平成 22 年 9 月 3 日
- ・債権者異議申述公告 平成 22 年 10 月 15 日
- ・債権者異議申述最終期日 平成 22 年 11 月 18 日
- ・株主総会決議日 平成 22 年 11 月 19 日
- ・効力発生日 平成 22 年 11 月 19 日

(15) 平成 22 年 11 月 19 日開催いたしました臨時株主総会にて、付議いたしました「資本準備金」を「その他資本剰余金」に振替える上記議案につきましては、出席者の異議もなく、賛成多数をもって原案どおり承認可決をいただきました。

3. 原因及び問題点

本件に至った原因及び問題点に関し当社としては、外部調査委員会のご指摘の内容及び意見は、客観的且つ正当であることを認識しており、当該の原因及び問題点は、社内調査委員会により洗いだされました問題点と相違ないとする見解であります。具体的には 4 点が考えられます。

(1) 配当業務に関する社内規程が、明確に作成されておりました。

① 剰余金処分案の作成から剰余金配当に至るまでの業務フローが作成されておらず、配当等に関する実務上の最終的な権限や最終的な責任を負うのが、どの部署の誰であるのか等、配当関連業務についての職務分掌一覧表及び職務権限表において明確に作成されておらず、運用をしておりました。

② また、実務担当者における分配可能額の確認方法として必要な剰余金の配当可能額計算書が作成されておりました。

③ 取締役会における分配可能額の存否の確認方法等についても、社内規程である取締役会細則に明確に規定化されておらず、分配可能額の計算方法を記載した資料等が配布されるなどの方法により分配可能額を再度検討したことはなく、社内のチェック機能が不十分でありました。

(2) 法令及び実務知識習得に関する教育を、計画的に実施するという社内体制の構築がなされておりました。

① 配当実務担当部署社員及び役員に対して、必要な法令知識を習得させるためにスケジュール化された社内教育が、実施されておりました。

② 社内関係者の法的知識の向上策として実施しておりました監査法人・コンサルタント・金融機関により開催される会社法、金融商品取引法等の外部セミナーへの参加を計画的実施することが、不足しておりました。

③ 資産除去債務に関する会計基準の適用及び会社法施行細則の改正等の実務対応レベル向上のため、その都度外部セミナーへの参加を行っておりましたが、実務において必要不可欠な事項についてセミナー受講後に関係部署内に対し計画的にフィードバックし社内における知識共有化を図るという社内意識及び社内体制が、不十分でありました。

④ 株主総会招集通知（計算書類等を含みます。）についても、会計監査人及び外部専門家を

過度に信頼し、会計監査人等外部専門家に対し、当社に万一間違いがあっても外部専門家に修正してもらえると漠然とした無形の依存意識があり、事前に社内において自らチェックする感覚や視点や社内風土あるいはそうした社内体制を構築する意識に欠けておりました。

(3) 外部専門家によるチェック機能が不足しておりました。

④「剰余金処分の件」の議案につきましては、上記のとおり「剰余金の分配可能額計算書」を作成しておらず、事前に外部専門家による適法性の確認をすべく会計監査人及び会社法に精通した顧問弁護士等に法的チェックを依頼しておりませんでした。

(4) 社内の人員体制の整備が不十分でありました。

④管理部門とりわけ経理、会計部門の人員スタッフは、パートタイマーを除き3名体制であり、社員が十分に配置されているとは言えず、社内において客観的な第三者によるチェック機能が十分に働かない等、会計部門の人的体制が不十分な状態でありました。

4. 改善措置

今回の事象につきましては、外部調査委員会のご指摘どおり剰余金処分案の作成から剰余金配当に至るまで手続(以下「配当業務」という)に関する社内及び社外のチェック体制不足及び社内における会社法及び同施行細則についての知識の脆弱さにより起因する問題であります。当社といたしましては、このような事象が二度と発生しないよう、全社一丸となり以下のような改善措置を講じております。なお、再発防止に向けた今後の改善措置(直ちに着手すべきもので実施済のものを含む)につきましては、改善措置の実施スケジュール表(別紙①)をご参照願います。二度とこのような事態を起こすことのないよう、当社は着実に改善策を実施してまいります。

(1) 配当業務に関する社内規程化

まず、マニュアル整備の一環として配当業務フロー図(資料②)を11月までに作成し、フロー図を文書及び社内LANによりすべての社内関係者に配布し、周知徹底を実施いたしました。次に当社の職務分掌一覧表及び職務権限表において配当業務に関する各担当部署(経理部・総務部)の役割分担が不明確でありましたので、経理部による分配可能額計算書の作成及びチェックを行うこと、総務部長による当該計算書の再チェック及び専門家への再チェックを行うこと、経理部による配当金の支払事務手続を行うことを明記し、各担当部署の役割分担を明確にいたします。さらに、当社取締役会規程細則において、具体的な決議事項の範囲の条文の中に、別に「剰余金処分案」を項目として追加し、剰余金配当に関する取締役会における議案審議においては、新たに作成いたしました「剰余金の分配可能額計算書」(資料③)を必須添付資料とする旨の改定を、平成22年12月末までにいたします。なお、当該計算書については、公認会計士及び弁護士のチェックを受けており、当社の運用に耐えられるもの

であります。今後の対応策につきましては、別紙のとおりであります。

(2) 教育強化

① 社内関係者の教育

実務担当部署 5 名を対象とした社内研修と役員及び部長職を対象とした社内研修を、平成 22 年 9 月より別紙社内研修予定表(資料④)に沿って毎月 1 回を継続実施しております。

④実務担当部署 5 名の研修内容につきましては、株式及び株主総会全般的注意事項(自己株式・総会決議・公告と通知等)及び会社法に関する計算関係をめぐる基礎知識(剰余金の配当範囲・剰余金の額・分配可能額計算・資本その他)の内部研修を、継続実施しております。また会社法や金融商品取引法等の法令等全般的知識を習得し、担当部署全体のレベルアップを図るために監査法人・コンサルタント・信託銀行等の金融機関により不定期に開催される主催の外部セミナー参加いたしております。また、外部セミナー参加者より、総務部、経理部、経営企画部の関係部門に対してセミナー資料の回覧等により情報の共有を図るほか、重要性の高い内容(株主総会招集通知注意事項・グループ法人税制・最近の企業会計基準動向)については、社内研修のテーマにするなど、外部での習得事項を社内において社内回覧や関係部署のミーティングによりフィードバックして、関係者全員の実務レベルアップを実施してまいります。

⑤役員及び部長職の研修内容につきましては、当社において毎月 2 回開催される経営会議において、コンプライアンス概要、会社法・コーポレートガバナンス・内部統制システムと経営幹部・責任者の責任と対策等の内部研修を、継続実施しております。またコーポレートガバナンスについての再構築として、平成 23 年 2 月に弁護士による研修を計画しております。

② 全社的コンプライアンス意識向上教育

今回の事案を反省いたしまして、9 月 11 日に総務部長より業務連絡「七つの行動指針」(別紙資料⑤)を全部署に配信し、同行動指針の全部署内掲示と部署内会議での全社員への徹底を図り、社内コミュニケーションの向上による不祥事防止、危機管理に関する意識及び基本事項の再確認を行い、コンプライアンスに関する職場風土の改善を実施いたしました。更なるコンプライアンス意識向上の取組といたしまして、当社規程「コンプライアンス基本規程」「業務従事者行動規範」を参考に新たに「コンプライアンス憲章」を全社員が必携できる形態として平成 23 年 1 月末を目途に作成いたしまして、当該憲章を全社員が必携することを義務付けまして、全社的コンプライアンス意識の向上を図ってまいります。

(3) 外部専門家によるチェック体制強化

今後「剰余金処分の件」の議案につきましては、当社で作成した「剰余金の分配可能額計

算書」を株主総会決議議案の起案前に会計監査人及び当社顧問弁護士に法的再チェックを依頼いたします。更にまたこれに併せまして、同様に会計監査人及び当社顧問弁護士に、株主総会議案を含む株主総会招集通知及び参考書類等の法的チェックの依頼を実施してまいります。株主総会議案決議後においても、再度外部専門家(決算書類印刷会社)に担当部署より再チェックを依頼いたします。なお、会計監査の業務において、剰余金の分配可能額の金額については監査法人がその金額に誤りがないかチェックすべき事項であるので、来期以降チェック漏れなく行うことを、当社から監査法人に対し要請いたしました。

(4) 人員体制の整備

外部調査委員会の報告書におきまして、当社においては日常的に法的観点から業務をチェックする法務部門が会社には存在しなく今後はそのような部門ないし担当スタッフの配置も検討すべきであるというご意見を頂戴いたしましたが、当面の対応策として、経理及び会計部門の人員体制の拡充を優先順位と考え、近々には予定しておらず、法的観点からのチェックについては、迅速に顧問弁護士及び公認会計士との連携強化し対応する所存であります。当社といたしましては、経理及び会計部門の人員体制の拡充を第一の対応策として、平成 22 年 11 月より、中途採用者を含め実務に関する知識のある経理及び会計部門の社員 1 名を採用すべく外部専門機関と連携しながら対応しております。今後の対応策として、法務部門の設置並びに経理及び会計部門の更なる人員体制の増加につきましては、当社の社内状況を鑑みて、適宜拡充してまいります。

このたびの事案におきましては、株主、投資家並びに各関係者の皆様には、ご迷惑をおかけするとともに、株式市場の信頼を損ねる結果になりましたことにつきましては、上場企業として重大な責任があると反省し、深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、今後は、二度とこのような不適切な事案を起ささないように全社一丸となり再発防止策を実施いたしますと共に、内部管理体制の構築に努めてまいりますので、ご理解の程お願い申し上げます。

以上

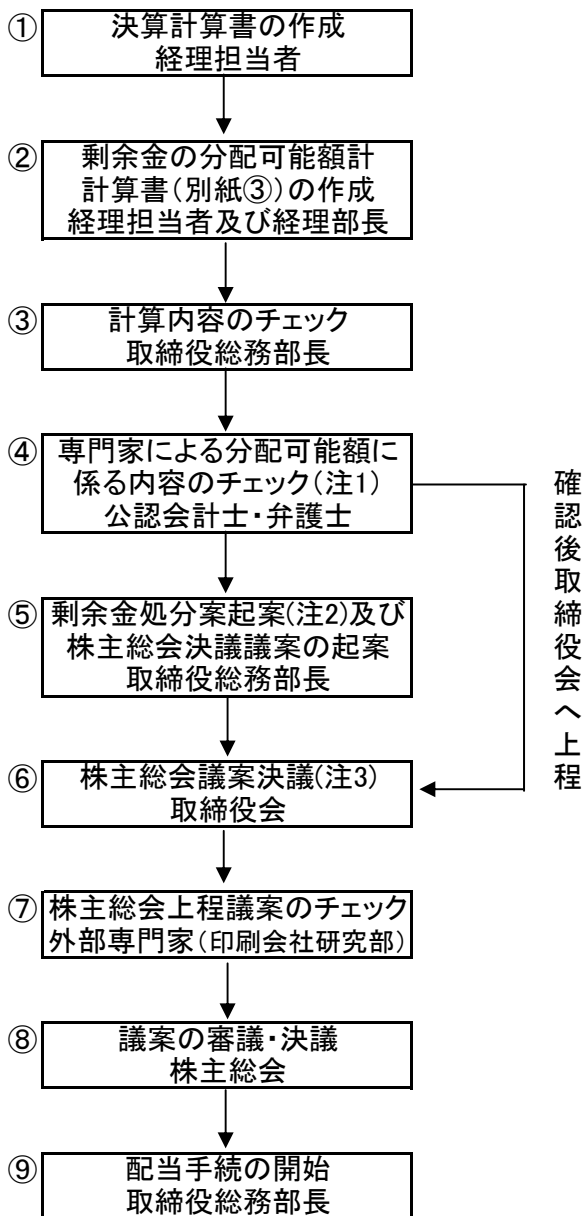
(別紙①)

改善措置の実施スケジュール表

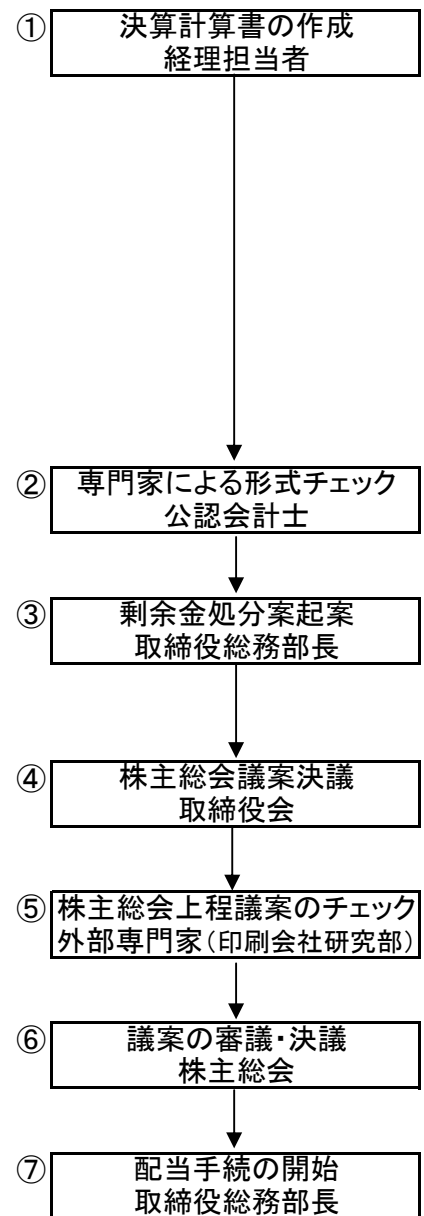
改善措置項目	月	H22/9月	H22/10月	H22/11月	H22/12月	H23/1月	H23/2月	H23/3月～
(1)業務の社内規程化		規程等の改定による社内チェック体制の確立。						
・配当業務フロー図作成			検討	11/15 済				
・職務分掌一覧・職務権限表の改定				検討	12月末 実施			
・取締役会規程細則の改定				検討	12月末 実施			
・剰余金の分配可能額計算書作成		9/3 済						
(2)教育強化		①社内関係者教育の詳細実施計画は社内研修予定表(資料④)に記載済。						
①社内関係者の教育		実務担当部署と役員及び部長職以上に別け別の研修予定表(別紙③)により実施する。						
・実務担当部署研修		実施済	実施済	実施済	←	予定	→	
・役員・部長職研修		実施済	実施済	実施済	←	予定	→	
②全社的コンプライアンス向上		全社員必携サイズのコンプライアンス憲章を新規に作成する。						
・七つの行動指針の徹底		9/11 済				再度実施		
・コンプライアンス憲章作成					原案検討	1月末 作成	全社内 周知徹底	
(3)外部専門家チェック強化		平成22年11月19日開催の臨時株主総会議案について法的チェック依頼する。						
・顧問弁護士・会計監査人チェック		実施済	実施済					来期準備
・外部専門機関のチェック		実施済	実施済					来期準備
(4)人員体制の整備		外部専門機関との連携を含め中途採用者を含め候補者との面談を実施する。						
・経理部門社員新規1名採用予定					継続実施	←	→	

(別紙②)

(工程) 新配当議案及び
株主総会議案 業務フロー



(工程) 旧配当議案の業務フロー



(注1)(工程)②及び③により作成、チェックした分配可能額計算書が会社法及び同計算規則に従った正しいものであるか専門家により詳細なチェックを受け誤りのないことのチェックを受ける。

(注2)剰余金処分案の起案については、取締役会規程細則により分配可能額計算書の添付をし起案する。

(注3)(工程)⑥において起案取締役総務部長が、剰余金処分の議案説明時に、決算計算書類から剰余金処分に関係する勘定科目を説明し、出席取締役及び監査役に確認及び承認を受ける。

(別紙③)

株)タカチホ 剰余金の分配可能額計算書(平成 年3月期)

平成 年 月 日

起案取締役 印

(単位:千円)

最終事業年度末日				
1	その他資本剰余金			
2	その他利益剰余金			
3	自己株式帳簿価格	-		
4	有価証券評価差額金	+-		
	小計			①
最終事業年度末日後				
	(資本金・準備金・その他剰余金の増減調整)			
5	資本金取崩に伴うその他資本剰余金増加	+		
6	資本準備金取崩によるその他資本剰余金増加	+		
7	その他資本剰余金取崩による資本金又は資本準備金増加	-		
8	利益準備金取崩によるその他利益剰余金増加	+		
9	その他利益剰余金取崩による資本金又は利益準備金増加	-		
	(自己株式の増減調整)			
10	処分した自己株式処分差益	+-		
11	消却した自己株式帳簿価額	-		
	(配当に伴う増減調整)			
12	剰余金配当額	-		
13	剰余金配当に伴う準備金積立額	-		
	小計			②
	* 剰余金分配可能額			①+②

* 計算書は決算計算書作成後必ず作成、チェックをし、取締役の剰余金に関する配当議案提出時に添付すること。

総務部長印	経理部長印	担当者印

(補足説明)上記計算書については、公認会計士及び顧問弁護士に書式の内容確認を受けております。

(別紙④)

社内研修予定表

平成22年11月30日
取締役総務部長 袖山 英則

1.社内関与者(実務担当部署)の実務研修予定

(1)参加者・総務部長・経理部2名・経営企画部2名計5名

(2)スケジュール

下記のとおり実施する予定であります。

研修内容		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	講師等
1.株式及び株主総会全般的の注意事項について (自己株式・総会決議・公告と通知等)	予定○		←○	○	○				←○	○	○	総務部長
	実施●		10/15●	10/27●	月1回継続実施				月1回継続実施			
2.会社法に関する計算関係をめぐる基礎知識 (剰余金の分配範囲・剰余金の額・ 分配可能額計算・資本その他)	予定○			←○	○	○	○	○	○	○		経理部長 総務部長
	実施●			11/5●	月1回継続実施							
3.外部セミナー参加による法令知識習得(*)	予定○	① ②	④	⑥	←○	○	○	○	○	○	○	監査人・コンサルタント 信託銀行・プロネクス等 金融機関
	実施●	●	●	●	毎月1回を目途に継続参加予定							

* 参加セミナーの概要①9/21 ㈱プロネクス主催「2010年秋季会社法実務セミナー」 ②9/28 税務研究会主催「グループ法人税制のあらまし」
 ③9/29 トーマツ主催「秋季会計税務セミナー」 ④10/7 桜友共同事務所主催「最近の企業会計基準の動向について」
 ⑤10/7 桜友共同事務所主催「最近の企業会計基準の動向について」 ⑥11/26 公正取引協会主催「独占禁止法実務講座」

2.役員及び部長職の社内研修予定

(1)参加者・社長・常務取締役・取締役3名・部長職5名計1

(2)スケジュール

・当社において、毎月第1、第3月曜日予定で開催される経営会議において月1回社内研修会を実施する。

①社内研修予定

研修内容		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	講師等
1.コンプライアンスとはなにか。	予定○	○										総務部長
	実施●	9/27●										
2.会社法・コーポレートガバナンス・内部統制システム と経営幹部・責任者の責任・対策その①	予定○		○									総務部長
	実施●		10/18●									
3.会社法・コーポレートガバナンス・内部統制システム と経営幹部・責任者の責任・対策その②	予定○			○								総務部長
	実施●			11/1●								
4.事例研究による経営幹部の責任・対策	予定○				○	○						総務部長
	実施●											
5.消費者庁設置と消費者保護及び顧客保護	予定○						○	○				業務監査室長
	実施●											
6.組織としての情報管理	予定○								○			総務部長
	実施●											
7.株主総会の全般的の注意事項	予定○									○	○	総務部長
	実施●											

②専門家による研修

研修内容		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	講師
1.企業統治(コーポレートガバナンス)について	予定○					講師検討	○					顧問弁護士又は 長野経済研究所派遣依頼
	実施●											

補足説明: 1及び2の研修は①9月22日開催長野県経営者協会の講座(コンプライアンスの考え方《信頼される企業経営のために》)講師:長谷川俊明弁護士)を総務部長が受講後実施する。

②10月20日開催みずほセミナー(会社法の基礎知識と実務の重要ポイント 講師:矢野千秋弁護士)を総務部長が受講後実施する。

職場と自分(自分の家族)を守る為の《七つの行動指針》

- ① 常に「ちょっと変だな・」「本当に大丈夫かな・」という意識を持って仕事をしましょう。
--- この意識があれば、不祥事の芽を事前に察知でき、回避できる ---
- ② 「怪しいなと思ったこと」は「怪しい」と上司に問い、確認しましょう。
--- 「報告・連絡・相談」は危機管理の基本動作です ---
- ③ いつも「誰かに見られている」という意識で仕事をしましょう。
--- この意識があれば、手抜き、不正、違反行為は止められる ---
- ④ 「前例」と「業界慣例」は不祥事を生む温床だと警戒しましょう。
--- ある日、突然、企業、業界を襲うリスクがこれです ---
- ⑤ 不正行為、違法行為はいつか必ず発覚するものと認識しましょう。
--- 「内部告発」「外部告発」という刺客が目を光らせています ---
- ⑥ コミュニケーションの欠如は、必ず危機を招くと認識しましょう。
--- 上司は部下からの耳の痛い話(悪い話)に、耳を傾けよう ---
- ⑦ コンプライアンスとは当たり前前することを当たり前前にと認識しましょう。
--- 「コンプライアンス違反」とは「裏切り行為である」と自覚する ---